

マイナンバーカードに関する重要なお知らせ

▶問合せ 住民課住民係 ☎24-5111 (内線115・116)

5月1日(月)、2日(火)はマイナンバーカードの交付手続きが一部できなくなりますのでご注意ください。(電子証明書の発行や更新、マイナンバーカードの住所や氏名の変更、暗証番号のロック解除、在留期間延長などに伴うマイナンバーカードの有効期間延長)



マイナンバーカードを受け取りましょう

必ず本人が受け取りを

マイナンバーカードは、本人を証明する公的な確認書類です。このため、厳格な本人確認を行ったうえで申請者本人に交付すること、法令などで決められています。必ず申請者本人が受け取りをお願いします。

役場の開庁時間に行けない場合

平日17時30分から19時までの間で、受け取りが可能な場合があります。あらかじめ電話での予約をお願いします。

必要な持ち物

- 交付通知書……届いた封筒に、はがきが入っています
- 通知カード……平成27年に届いた薄緑色のもの。紛失した場合は、住民係で紛失届を記入いただけます
- 本人確認書類…顔写真入りは1点(運転免許証など)、顔写真なしは2点(健康保険証、年金手帳、学生証など)
- (お持ちの方)住民基本台帳カード・古いマイナンバーカード

- ◆申請に不備などがなければ約1カ月すると交付通知書が届きます。
- ◆15歳未満の方は、親権者と一緒に役場にお越しください。
- ◆病気などやむを得ない理由で来庁が難しい場合はご相談ください。

マイナンバーカードの申請がお済みでない方は…

①交付申請書・通知カードを確認

すでに送付されている、二次元コード付き交付申請書(※)または通知カードをご確認ください。見つからない場合は、役場住民係で受け取るか、インターネットでダウンロードすることも可能です。

※令和4年11月中旬から12月上旬にかけて順次発送されています。

②次のいずれかの手段で申請

パソコン

カメラで顔写真を撮影。申請用のウェブサイトから、必要事項の入力と写真を登録して申請します。

スマートフォン

スマートフォンで顔写真を撮影します。交付申請書の二次元コードを読み取り、手順に従い申請します。

郵便

交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付け、ダウンロードまたは送付された封筒に入れて申請します。

証明用写真機

マイナンバーカード申請対応の写真機です。交付申請書の二次元コードを読み取り、顔写真を撮影し申請します。



記載事項に変更がなければ、通知カードの個人番号カード交付申請書も使えます。

マイナンバーカードの申請を2月末までにした方へ

▶問合せ 企画課広報統計係 ☎24-5111 (内線141)

最大20,000円相当のマイナポイントを受け取れる手続き期限が、9月末まで延長されました。マイナンバーカード交付通知書が届いたら早めに受け取りましょう。

決済サービスごとに申請期限が異なる場合があります。詳しくは各社ホームページをご確認ください。早めの申し込みをおすすめします。

ポイントの申請手続きはお早めに



マイナポイント申込支援

対応するスマートフォンやパソコンがない場合や、申込方法がわからない方のために、企画課で申込支援を行っています。

持ち物・事前に確認すること

- ①マイナンバーカードと数字4桁の暗証番号
- ②各決済サービスが指定する「決済サービスID」と「セキュリティーコード」
- ③公金受け取り口座の登録を希望される方は通帳
※窓口が混み合っている場合、お待ちいただくことがあります。不明な点は、お問い合わせください。



マイナポイント事業

各種予防接種費用を助成します

▶ 問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 24-5111 (内線132)



感染症の蔓延や罹患による重症化予防、接種費用負担軽減を目的に、予防接種費用の助成を行います。

助成対象の予防接種

種類	おたふくかぜ (令和5年4月～)	带状疱疹 (令和5年4月～)	高齢者用 肺炎球菌(23価)	風しん
ワクチン	おたふくかぜワクチン	・生ワクチン ・不活化ワクチン	23価ワクチン	・MRワクチン ・風しんワクチン
対象者	①1歳から2歳未満 ②年長児	50歳以上	66歳以上で、過去に23価ワクチンを市の助成で受けたことがない方	①妊娠を希望する女性とパートナー ②現在妊娠中の女性の同居家族 ③平成2年4月2日以降生まれた風しん定期接種の必要回数の済んでいない方
助成額	7,000円	(生) 5,000円 (不活化) 10,000円	4,000円	(MR) 5,000円 (風しん) 5,000円
助成回数	対象者①②に対して、それぞれ1回	(生) 1回 (不活化) 2回	1回	
申請方法	医療機関の申請書兼予診票で接種を受ける(事前申請不要)	事前に健康福祉課窓口で申請する	事前に健康福祉課窓口で申請する	事前に健康福祉課窓口で申請する
備考		接種は、生または不活化ワクチンのいずれかで受ける	1回以上定期または任意接種を受けている人は対象外	

接種を受ける医療機関

利根沼田地域の予防接種実施医療機関

利根沼田地域以外の医療機関で接種を受ける場合は、事前に役場健康福祉課にお問合せください。

今後の

新型コロナワクチン接種について

▶ 問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 24-5111 (内線132)



令和5年度末までの新型コロナワクチン接種の予定についてお知らせします。

引き続き基本的な感染対策を心がけましょう。

年代など	令和4年度		令和5年度			
	令和4年秋開始接種		令和5年春開始接種		令和5年秋開始接種	
12歳以上	65歳以上	(公的関与)	(公的関与)	接種対象	(公的関与)	接種対象
	基礎疾患あり	○	○	接種対象外	○	
	医療従事者など 健康な65歳未満		×		×	
5～11歳	基礎疾患あり	○	○	接種対象	○	
	健康な小児		×	×		
生後6カ月～4歳(初回接種)		接種対象(従来型ワクチン) (公的関与 ○)				
初回接種未完了者		接種対象(従来型ワクチン) (公的関与 ○)				

◆65歳以上の方に、新型コロナウイルス感染症法上の分類変更予定日である5月8日以降、接種券を順次発送します。

◆ワクチン接種を希望する65歳未満で基礎疾患がある方は、村ワクチンコールセンターまでお電話ください。

来年度です！

令和6年度から新築住宅建設補助金が増額されます

▶ 問合せ 建設課整備係 ☎ 24-5111 (内線163)

村内に新築住宅を建てると受けられる新築住宅建設補助金が、令和6年度(来年度)から増額されます。増額された補助金を希望される方は申請時期にご注意ください。なお、補助金交付には条件がありますので詳しくはお問合せください。

補助金額

	令和5年度まで	令和6年度から
◆ 村内業者が施工した新築住宅	100万円	▶ 200万円
◆ 村外業者が施工した新築住宅	80万円	▶ 150万円

補助を受けるための条件(一部)

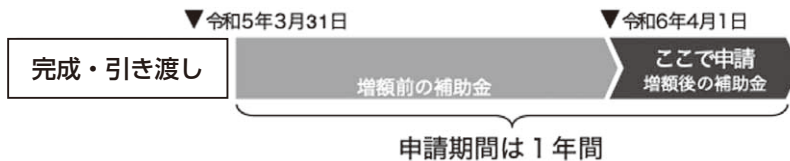
- 家計を支える世帯の責任者による申請(45歳以下)で、配偶者がいる
- 家族が住むために建てた家である
- 新築住宅の総面積は50㎡~200㎡
- 世帯員に村税などの滞納がない
- 昭和村に10年以上住む など

詳細はお問合せください。

申請期間

新築住宅の引き渡しを受けた日から **1年間**です
(令和6年度になってからの申請が増額の対象となります)

令和 **6** 年 **4** 月 **1** 日 ~ 令和11年3月31日



リフォーム補助金も ご活用ください

村内業者(個人・法人)が行う20万円以上(税込)のリフォーム工事を行った場合も補助が受けられます。補助率10%、補助限度額は20万円です。この補助金は、**工事着手前に申請が必要となります**のでご注意ください。

後期高齢者医療の保険料制度改正

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 24-5111 (内線134)

後期高齢者医療制度では、健康保険制度を維持していくために、段階的な見直しが行われています。令和4年度の消費者物価の伸びの見通しなどを考慮し、5割・2割軽減の対象世帯にかかる所得判定基準が改正されました。

令和4年度の均等割額の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の 総所得金額などの合計額で判定
7割軽減	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]※以下
5割軽減	[43万円+ 28万5千円 ×(世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]※以下
2割軽減	[43万円+ 52万円 ×(世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]※以下

※「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」は、年金・給与所得者が2人以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、次のいずれかの条件を満たす人の数です。①給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)②前年末日現在で65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人③前年末日現在で65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

令和5年度の均等割額の軽減措置

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の 総所得金額などの合計額で判定
7割軽減 改正	変更なし
5割軽減 改正	[43万円+ 29万円 ×(世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]※以下
2割軽減 改正	[43万円+ 53万5千円 ×(世帯の被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)]※以下

胃がん・大腸がん検診

▶ 問合せ 健康福祉課健康係 ☎ 24-5111 (内線132)

村は、胃がん(バリウム検査)・大腸がん検診を右の日程で実施します。対象となる人は必ず受診し、自分の健康を守りましょう。

- ◆対象者 40歳以上の人
(昭和59年4月1日以前に生まれた人)
- ◆受診料 無料
- ◆受診上の注意 ①検診前日の夜8時以降は水以外の摂取は控えてください。②検診当日はたばこを吸わないでください。③腹部を締め付けない服装で、下着類は金具のない無地のものを着用してください。④受診票は必ず記入してお持ちください。
- ◆その他 受診票および大腸がん検診容器がない場合はお問合せください。使わなかった容器は返却してください。(有効期限があります)

胃がん内視鏡検診を行います

50歳以上の偶数年齢の方を対象に胃がん内視鏡検診を実施します。対象者には通知しますので、希望する方は健康福祉課で申請してください。なお、村の集団胃がん検診(バリウム検査)とは併用できません。

- ◆自己負担 2,000円(生活保護世帯は無料)
- ◆実施期間 令和5年6月1日～令和6年2月28日

実施日	場 所
5月16日(火)	保健センター (1)
5月23日(火)	地域活性化センター (2)
6月1日(木)	赤城原区民館 (3)
	永井住民センター (4)
6月2日(金)	大河原住民センター (1)
6月5日(月)	貝野瀬構造改善センター (1)
6月13日(火)	地域活性化センター (1)
7月29日(土)	保健センター (1)
7月31日(月)	地域活性化センター (1)
12月9日(土)	地域活性化センター (1)
12月11日(月)	保健センター (1)

※受付時間は、(1)は午前8時30分～10時30分、(2)は午前8時00分～10時30分、(3)は午前8時00分～9時00分、(4)は午前10時30分～11時30分

犬の登録と狂犬病予防注射

▶ 問合せ 住民課保険係 ☎ 24-5111 (内線134)

狂犬病予防法の規定に基づき、令和5年度の犬の登録と狂犬病予防注射を実施します。生後3か月以上の犬を飼育されている方は、1年に1度、予防注射を受けさせていただきます。当日は必ずハガキ、愛犬パスポート、手数料をお持ちください。

- ◆手数料 登録済みの場合 3,500円
新規登録の場合 6,600円
- ◆ご注意 ・釣り銭のいらないようお金をご用意ください。

- ・犬は、制御できる人が連れてきてください。
- ・犬が亡くなっている場合は、ハガキを住民課まで返却ください。
また、新たな愛犬を飼う場合には、新規の登録が必要となります。

5月18日(木)

永井住民センター (9:00～9:15)	生越住民センター (13:20～13:40)
入原公民館 (9:25～9:45)	旧農協貝野瀬支所 (13:50～14:20)
川額集落センター (9:55～10:15)	東小学校前 (14:30～14:50)
地域活性化センター (10:25～10:55)	保健センター (15:00～15:30)
三ツ谷住民センター (11:05～11:25)	

5月19日(金)

板戸集出荷場 (9:00～9:15)
赤城原区民館 (9:25～9:45)
赤谷住民センター (9:55～10:10)
追分住民センター (10:20～10:40)
大河原住民センター (10:50～11:05)
中野婦人の家 (11:15～11:35)